

	対象業務	報酬額	総合顧問契約に含まれる業務
6.就業規則作成・改定	就業規則の新規作成	150,000～	
	諸規定の新規作成	50,000～	
	就業規則・諸規定の改定	20,000～	

※別途消費税相当額を申し受けます。